

議案第 7 号

恵庭市駐車場条例及び恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正について

恵庭市駐車場条例及び恵庭市自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 7 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市駐車場条例及び恵庭市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(恵庭市駐車場条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市駐車場条例（平成 1 9 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 15 条（略）	第 1 条～第 15 条（略） <u>(指定管理者による管理)</u> 第 16 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、第 5 条、第 6 条及び第 12 条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、この条例及びこの条例に基

現行	改正案
	<p><u>づく規則に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第 17 条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の利用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>駐車場の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>その他市長が定める業務</u></p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第 18 条 市長は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、当該指定管理者は、度数式駐車券及び定期駐車券を発行することができる。</u></p> <p><u>3 利用料金の額は、第 7 条に規定にする駐車料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>4 利用料金(次項に規定する利用料金を除く。)は、自動車を出場させる時に徴収しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>5 度数式駐車券及び定期駐車券に係る利用料金は、これらを発行する時に徴収しなければならない。</u></p> <p><u>6 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>7 指定管理者は、第 11 条第 2 項の規定により、利用料金の全部又は一部の割戻しを行うこと</u></p>

現行	改正案
第 16 条 (略)	<p><u>ができる。</u></p> <p>第 19 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市自転車等駐車場条例（平成 27 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 15 条 (略)	<p>第 1 条～第 15 条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 16 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第 4 条第 4 項、第 5 条から第 7 条まで、第 14 条及び第 15 条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。この場合において、第 4 条第 4 項の規定により利用期間若しくは利用時間を変更するとき、又は駐車場の全部若しくは一部の利用を休止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 17 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 駐車場の利用に関する業務</p> <p>(2) 駐車場の維持管理に関する業務</p>

現行	改正案
<p>第 16 条 (略)</p>	<p>(3) <u>その他市長が定める業務</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条 <u>市長は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、第 8 条の規定による駐車料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、第 10 条ただし書の規定により、利用料金の全部又は一部を払い戻すことができる。</u></p> <p>第 19 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和5年6月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 除雪トラック
(7t級、四輪駆動、ワンウェイプラウ、路面整正装置付)
- 2 契約金額 41,690,000円
- 3 契約の相手方 千歳市上長都1039番地43
UDトラックス北海道株式会社千歳支店
支店長 原 利 男
- 4 取得の目的 除雪トラックの更新
- 5 契約の方法 3者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

北海道いすゞ自動車株式会社恵庭支店

UDトラックス北海道株式会社千歳支店

北海道日野自動車株式会社千歳支店

以上 3者

